

＜刑事訴訟事件の審理期間に影響を及ぼす要因について＞

第 1 はじめに

1 刑事訴訟事件の審理期間の実情の概観

第 1 回報告書によれば、自白事件より否認事件の審理期間が長くなり、審理期間が長くなるほど、開廷回数が増加し、取調証人数及び被告人質問実施回数が増加する傾向が明らかとなった。

そこで、今回の報告書においては、主として、否認事件に焦点を当てて、刑事第一審訴訟事件の長期化要因に関する仮説を検討するが、その前提として、平成 18 年 1 月から 12 月までの 1 年間のデータに基づき、刑事第一審訴訟事件の審理期間の平均的なイメージを概観する。

	自白事件	否認事件
平均審理期間	2. 7 月	8. 9 月
平均開廷回数	2. 4 回	7. 0 回
平均取調証人数	0. 7 人	2. 5 人
平均被告人質問回数	1. 1 回	2. 1 回

次項においては、否認事件の平均的な審理のイメージと、特に審理に時間を要しているものとして事案が複雑であるという理由で審理期間が 2 年を超える事件（以下「2 年超事件」という。）の審理のイメージを示しながら、検討を加える。

2 否認事件と 2 年超事件の審理の概要

(1) 否認事件全体の審理の概要

ア 審理期間等の状況

平均審理期間は 8. 9 月（うち起訴後第 1 回公判期日までは 2. 0 月）。

平均開廷回数は 7. 0 回（うち証人尋問が実施された期日は 2. 2 回、被告人質問が実施された期日は 2. 1 回）。

平均開廷間隔は 1. 3 月。

平均取調証人数は 2.5 人。

平均鑑定実施率は 2.1%。

## イ 否認事件における審理の手続

### (ア) 概要

刑事第一審訴訟事件の審理は、人定質問（刑訴規則 196 条）に引き続き、①起訴状朗読（刑訴法 291 条 1 項）、②黙秘権等の告知（刑訴法 291 条 2 項、刑訴規則 197 条）、③被告人及び弁護人の被告事件に対する陳述（刑訴法 291 条 2 項）、④検察官の冒頭陳述（刑訴法 296 条）、⑤検察官の証拠調べの請求（刑訴法 298 条 1 項、刑訴規則 193 条 1 項）、⑥検察官の証拠調べ請求に対する弁護人の意見（刑訴法 320 条 1 項、326 条 1 項、刑訴規則 190 条 2 項参照）、⑦検察官請求の証拠の取調べ（刑訴法 304 条から 307 条まで参照）、⑧弁護人の立証（被告人質問を含む。）（刑訴法 298 条 1 項、304 条から 307 条まで、311 条参照）、⑨検察官の論告（求刑）（刑訴法 293 条 1 項）、⑩弁護人の弁論、被告人の最終陳述（刑訴法 293 条 2 項、刑訴規則 211 条）、⑪判決宣告（刑訴法 342 条）となる。

以下、否認事件の審理に特徴的なものについて付言する。

### (イ) 被告人及び弁護人の意見陳述

否認事件では、③の被告人及び弁護人の被告事件に対する陳述において、起訴状の公訴事実のうちどの部分を争うかが明らかにされる。殺人被告事件を例にとると、「被告人は起訴された犯罪事実の犯人ではない。」「被害者を刺したのではなく、揉み合ううちにはずみで包丁が刺さったのであり、殺意もなかった。」「被害者を刺したことは間違いないが、それは被害者が包丁を持って被告人を刺そうとしたことから身を守るためにやむなく行ったもので、正当防衛が成立する。」「犯行時被告人は統合失調症の影響により心神喪失状態にあった。」などといった主張がされ、審理の争点が明らかになる。

### (ウ) 検察官の証拠調べ並びに被告人及び弁護人の意見

被告人及び弁護人の被告事件に対する陳述の内容いかんを問わず、

検察官は、公訴事実全体について立証責任を負い、⑤の証拠調べの請求において、検察官は公訴事実全体を立証するための証拠の取調べを請求する。検察官は、目撃者その他の者の捜査官に対する供述調書、捜査官が犯行現場の状況等を見分した結果を記載した実況見分調書・検証調書（写真、図面が添付されている。）、凶器（包丁、ナイフ等）、鑑定書（死因鑑定書、精神鑑定書等）、被告人の捜査官に対する供述調書等、書面の形の証拠（証拠書類）と証拠物を請求するのが通例である（ただし、被告人が捜査段階において犯罪事実を認める旨の供述をしていた場合には、被告人の供述調書はその他の証拠が取り調べられた後に請求すべきものとされている。刑訴法301条）。

刑事訴訟法では、人の供述内容を証拠とする場合には、原則として公判期日における証言や被告人の供述によらなければならないが、同法が定める例外に当たる場合を除き、これに代えて供述調書等の証拠書類を証拠とすることはできないものとされている（刑訴法320条1項参照。いわゆる「伝聞法則」の採用。）。ただし、法律上、訴訟の相手方が証拠とすることに同意した証拠書類は証拠とすることが許容されるため（刑訴法326条1項）、実務では、検察官は、まず供述調書等の証拠書類の取調べを請求し、被告人・弁護人が同意しなかったものについて、その供述者等を証人等として取調請求するというのが通例である（証拠とすることに同意されたものは証拠書類として取調べが実施される。）。

否認事件では、⑥検察官の証拠調請求に対する弁護人の意見において、争点の内容に応じ、目撃者等の捜査官に対する供述調書、実況見分調書、鑑定書等の全部又は一部について、証拠とすることに同意しないとの趣旨で「不同意」という意見が述べられることになる。

検察官は、同意されなかった証拠書類の関係で、その供述者等に対する証人尋問を請求することになる。証人尋問においては、弁護人は、証人の供述の信用性を争うため、証人に対する反対尋問を行

う。

### (イ) 弁護人の立証

検察官の立証が終了すると、⑧弁護人の立証に移る。弁護人は、必要に応じ、証拠調請求をする（冒頭陳述をすることもできる。）が、手続の内容は、検察官の場合と同様である。ただし、公訴事実の立証責任は検察官にあるから、弁護人の立証では、裁判官に、公訴事実の存在に合理的な疑いを抱かせれば足りる。

弁護人の立証段階では、被告人に対する質問が実施される場合が多い。被告人は、公判廷で供述する義務はないが、被告人が任意に供述する場合には、被告人に対する質問の形式をとるのが通例である。被告人が公判廷で供述したことは、被告人に有利にも不利にも証拠となる（刑訴法 322 条 2 項参照）。

### ウ 否認事件における平均的な審理のイメージ

アのような統計数値を基に、イで見た否認事件の審理手続について、実務的な経験を参考にしつつ、より具体的な審理のイメージを描くと、概ね、以下のようなものではないかと思われる。

#### (7) 起訴後第 1 回公判期日まで

起訴後、検察官及び弁護人は、審理が迅速に行われるように、第 1 回公判期日までに事前準備を行う（刑訴規則 178 条の 2）。公判前整理手続が導入される前の事前準備手続は、原則として検察官及び弁護人が自主的に争点整理を実施した上、証拠調べその他の審理に要する見込みの時間等裁判所が開廷回数の見通しを立てるについて必要な事項を裁判所に申し出るものとされ（刑訴規則 178 条の 6）、裁判所の関与は補充的な位置付けであった（刑訴規則 178 条の 9、178 条の 10 参照）。このように事前準備が当事者の自主的な取り組みを中心とする制度であったこともあって、否認事件において、十分な事前準備が行われ、第 1 回公判期日前に必要な期日の指定ないし期日の確保がされ、請求予定証人及びその取調べの順序等証拠調べの全容が明確になっているというような事例は必ずしも多くない。もとより、重大事件等では、早い段階から裁判所、検察官

及び弁護人の三者が打合せを重ね、可能な限り事実関係に関する主張の整理、請求予定証人等及びその取調べの順序等についての計画を立てるよう努め、相応の効果を上げているが、裁判所が関与する場合には、「事件につき予断を生じさせるおそれのある事項にわたることはできない」（刑訴規則 178 条の 10 第 1 項ただし書）とされ、証拠調請求、証拠決定、証拠調べの順序の決定、証拠開示に関する裁定等はできないこととされていたので、おのずと限界があった。

#### (イ) 第 1 回公判期日

第 1 回公判期日では、検察官が起訴状を朗読し、被告人が公訴事実の全部又は一部が事実と異なっている旨の陳述を行う。その後、検察官は証拠により証明すべき事実を明らかにするため冒頭陳述を行い、証拠書類等の証拠調べを請求する。

第 1 回公判期日において、いかなる段階まで手続が進行するかは事件により異なるが、事前準備を十分行い、第 1 回公判期日において、検察官が請求予定の証人を在廷させている例は少なく、証人尋問等は第 2 回公判期日以降になる場合が多いように思われる。

#### (ウ) 第 2 回公判期日以降

公訴事実に関する立証責任は検察官にあり、否認事件では、弁護人は、検察官請求の証拠書類の全部又は一部について証拠とすることに同意しないのが通例である。そこで、証拠調手続では、検察官が証拠書類の取調べに代えて請求した証人や弁護人が請求した証人等に対する尋問が中心となることが多い。

証人尋問では、まず、尋問を請求した当事者による尋問（主尋問）が行われる。反対当事者による尋問（反対尋問）は、主尋問に引き続いて同じ期日に行われることもあるが、次期日に実施されることもある。アで見たとおり、否認事件の審理においては、2～3人の証人の尋問に2～3回の公判期日を要するのが平均的である（平均取調証人数 2.5 人、証人尋問が実施された平均期日回数 2.2 回）。また、被告人質問にも平均 2～3 回の公判期日を要している（被告人質問が実施された平均期日回数 2.1 回）が、証人尋問が

行われた期日に被告人質問も行われることもある（この場合、それぞれ1回にカウントされるので、証人尋問及び被告人質問に要した公判期日の回数は統計数値の合計より少ない可能性がある。）。これらの公判期日の平均開廷間隔は1.2月である。

なお、各公判期日は必ずしも一日中審理が行われるわけではなく、2時間程度で終了することもある。

### (I) 論告、弁論及び判決

証拠調べが終了すると、裁判所は、検察官・弁護人双方の意見を聴く（論告・弁論）。論告及び弁論は、同一期日に行われることが多いが、中には、論告が行われた次の期日に弁論が行われる場合もある。弁護人の弁論の後、被告人の最終陳述が行われ、審理は終了する。

その後、おおむね1か月程度で判決が宣告されるが、宣告までに1か月以上の期間を要している場合もある。

### (2) 2年超事件の審理の概要

2年超事件は、平成18年に終局した全事件の約0.3%にすぎないものの、このような事件には、重大事件など社会の耳目を集める事件も含まれており、司法制度改革審議会意見書でも、「…国民が注目する特異重大な事件にあっては、第一審の審理だけでも相当の長期間を要するものが珍しくなく、こうした刑事裁判の遅延は国民の刑事司法全体に対する信頼を傷つける一因ともなっている…」と指摘されている。

2年超事件は、その数が少なく、それぞれの事件が長期化した要因には事件固有のものが少なくない。検証検討会では、6つの審理パターン（パターン・アは争点が多数にわたり、証拠調べが多数回に及んだ事例、パターン・イは争点は少ないが、その立証に多数の証拠が必要となった事例、パターン・ウは鑑定等に期日を要した事例、パターン・エは訴訟進行が円滑に進行しなかった事例、パターン・オは被告人多数のため審理に時間を要した事例、パターン・カは事案が複雑な財政経済事件）を素材に、それぞれのパターンにおいて審理に2年以上を要した理由について意見交換がされた。その結果、審理に2年以上を要した理由には様

々なものがあり、すべての2年超事件に通じる一般的な特徴を見いだすことは難しいのではないかと思われた。以下においては、検証検討会において資料とされた6つの審理パターンに適宜言及しつつ、主として統計的な観点から、2年超事件の平均的な審理イメージを示すこととする。

#### ア 審理期間等の状況

平均審理期間は40.0月（うち起訴後第1回公判期日までは4.2月）。

平均開廷回数は27.8回（うち証人尋問が実施された期日は12.7回、被告人質問が実施された期日は7.2回）。

平均開廷間隔は1.4月。

平均取調証人数は11.9人。

平均鑑定実施率は15.7%。

#### イ 2年超事件の平均的な審理イメージ

##### (7) 起訴後第1回公判期日まで

起訴後第1回公判期日までの平均期間は、否認事件全体の倍以上の日数を要している。これは、多数の検察官請求予定証拠の整理・開示、弁護人による開示された証拠の閲覧、被告人との打合せ等による弁護方針の検討に時間を要したり、第1回公判期日で一括して審理するのが相当な追起訴に時間を要したなどの事情が影響している場合がある。

パターン・カでは、起訴の20日後と40日後の2回にわたり追起訴がされ、検察官請求の証拠書類は甲号証だけでも400点以上に及んでおり、起訴後第1回公判期日まで150日間を要している。また、各パターンにおける事前準備の具体的状況は明らかではないが、比較的整然と審理が行われた印象のあるパターン・カにおいても、事前準備で検察官立証分の6期日の予約がされているものの、検察官請求証拠に対する弁護人の意見は第2回公判期日に行われ、証人尋問等の証拠調べは第3回公判期日から開始されていることからすると、必ずしも十分な事前準備がされたとは言いえない（もとより、従前の事前準備の制度的制約や実施状況からすると、要し

た時間の点を別にすれば、相当よく準備が行われた例に入るであろう。)

#### (イ) 第 1 回公判期日

第 1 回公判期日において、いかなる段階まで手続が進行するかは事件により異なる。2 年超事件においても、第 1 回公判期日において、証拠とすることに同意された検察官請求の証拠書類の取調べ、同意されなかった証拠書類に代わる証人尋問請求までは行われる例が多いと思われるが、事前準備が十分行われていない事件などでは、第 1 回公判期日では被告人及び弁護人の被告事件に対する陳述までしか手続が進まないこともある（各パターンにおける第 1 回公判期日の進行状況については必ずしも明らかではないが、パターン・ア、パターン・イ、パターン・ウ、パターン・エにおいては、証拠とすることに同意された検察官請求の証拠書類の取調べが行われているが、パターン・カにおいては、検察官の証拠調請求に対する弁護人の意見は第 2 回公判期日で明らかにされている。)

#### (ウ) 第 2 回公判期日以降

前記のとおり、否認事件の証拠調手続では、検察官が証拠書類の取調べに代えて請求した証人や弁護人が請求した証人等に対する尋問が中心となることが多い。

アで見たとおり、2 年超事件の審理においては、11～12 人の証人の尋問に 12～13 回の公判期日を要するのが平均的である

(平均取調証人数 11.9 人、証人尋問が実施された平均期日回数 12.7 回)。平均取調証人数が 11.9 人、平均証人尋問期日回数が 12.7 回という統計データからは、主尋問と反対尋問が別の期日に行われているケースが一定数存在することがうかがわれる。被告人質問にも平均 7～8 回の公判期日を要している（被告人質問が実施された平均期日回数 7.2 回）が、証人尋問が行われた期日に被告人質問も行われることもあることは否認事件全体の場合と同様である。これらの公判期日の平均開廷間隔は 1.3 月である。

#### (エ) 論告、弁論及び判決



証拠調べが終了すると、論告及び弁論が行われる。弁論は、論告が行われた期日の次の期日に行われることも少なくない。パターン・イ、パターン・エ及びパターン・オでは、弁論は論告が行われた期日の次の期日に行われている（なお、パターン・ウでは、論告と弁論が同じ期日に行われている。）。

弁論及び被告人の最終陳述の後、判決が宣告されるまでに数か月の期間を要することもある。パターン・オ及びパターン・カでは、最終陳述が行われて結審した約2か月後に判決が宣告されている。

## 第2 証人尋問及び被告人質問について

### 1 はじめに

第1の2で見たとおり、2年超事件では、平均開廷回数27.8回のうち、証人尋問、被告人質問が行われた公判期日が、それぞれ12.7回、7.2回を占めている。

証人尋問を実施する公判期日の開廷回数が多くなる直接の原因は、取調証人数が多数であることや、証人1人当たりの尋問時間（公判期日の回数）が多いことが考えられる。2年超事件では、証人尋問を実施した平均期日回数は12.7回であり、平均取調証人数11.9人を上回っており、1人の証人の尋問に複数の開廷回数を要している事件があることがうかがわれる（実際にも、審理期間が2年6か月を超えたパターン・イでは10人の証人の取調べに16回の公判期日を要し、審理期間が2年を超えたパターン・エでは6人の証人の取調べに12回の公判期日を要している。）。

他方、被告人質問を実施する公判期日の開廷回数が多くなる直接の原因は、被告人が多数であることや、被告人1人当たりの質問に要する時間（公判期日の回数）が多いことが考えられる。2年超事件においては、被告人質問に複数の開廷回数を要している事件の割合が8割以上に達し、平均開廷回数は7.2回となっている（実際にも、パターン・ア及びパターン・ウではそれぞれ4回、パターン・イ及びパターン・カではそれぞれ5回、パターン・エでは8回にわたっている。）。

そこで、取り調べる証人数が多くなる要因、証人又は被告人1人当たりの尋問・質問に要する時間（公判期日）が多くなる要因について検討する。

## 2 取調証人数が多くなる要因について

### (1) 取り調べるべき証人数が多い場合

現行制度の下では、訴因が多数の場合、事案が複雑・関係者多数の場合において、被告人・弁護人が事実関係を争い、検察官請求証拠の多くについてその取調べに同意しない場合には、必然的に取り調べる証人数が多くならざるを得ないことがある。

#### ア 訴因が多数の場合

例えば、被告人が多数の被害者に対して詐欺を行ったとして起訴されている事例において、被告人が公訴事実を争う場合（例えば、被害者らから現金を受け取ったことは間違いないが、あくまで事業に対する出資金として集めたものであって、騙したわけではない旨主張する場合）、検察官請求証拠のうち、被害者らの被害事実に関する供述調書等の多くについて、これを証拠とすることに同意しないことになる。この場合、検察官はこれら多数の被害者等の証人尋問を請求することになるため、必然的に取り調べるべき証人数は多くなる。

#### イ 事案複雑、関係者多数の場合

訴因は少なくとも、事案複雑あるいは関係者多数であるために、取り調べるべき証人数が多くなる場合がある。

パターン・カは、金融機関の幹部が、部下らと共謀して、合計100回にわたり、当該金融機関の預金等の払戻しを受けて横領し（業務上横領事件）、また、共犯者と共謀して、その共犯者の経営するA社に対し、返済能力も十分な担保もないまま十数億円の不正融資をし（背任事件1）、さらに、A社の当該金融機関に対する返済資金の原資として、A社に対し、4回にわたり、合計十数億円の不正融資をした（背任事件2）として起訴された事例であり、共犯者である部下、融資を受けた関係者等合計10人の証人が取り調べられている。

また、パターン・アにおいては、訴因は1つであるが、争点が4つあり、被告人車の同乗者、他の車両の運転者等、取り調べられた証人が12人に及んでいる。

### (2) 争点整理が十分でないため取り調べるべき証人数が多くなる場合

前記(1)は、事案の性質上、必然的に取り調べるべき証人数が多くなる場合であり、それぞれの証人尋問の効果的、効率的な実施という問題は残るものの、証人が多数になること自体は、現行制度下ではやむを得ないものである。

これに対し、第1回公判期日前の事前準備はもとより、第1回公判期日以降の争点整理（期日間準備又は準備手続）が十分行われなかった結果、争点を十分に絞り込むことができず、あるいは争点の判断に必要にして十分な証人の範囲が判断できなかつた等の事情から、取調証人数が増えるということも考えられる。

裁判所や訴訟関係人の訴訟活動の巧拙の点は別として、以下、必ずしも十分な争点整理が行われたい要因、背景事情について検討する。

#### **ア 事前準備制度等が十分に機能しない制度的背景等**

前記のとおり、公判前整理手続が導入される前の事前準備手続は、原則として検察官及び弁護人が自主的に争点整理を実施するものとされ、裁判所の関与は補充的なものであった（司法制度改革審議会意見書でも、「第一回公判期日前の争点整理に関する現行法令の規定は、当事者の打合せを促す程度のもにとどまり、実効性に乏しいことなどから、必ずしも十分に機能していない。」と指摘されていた。).

また、わが国の刑事訴訟においては、予断排除原則が採用されている。予断排除原則とは、裁判官が公判前に起訴事件について一定の心証を抱くことのないようにする原則であるが、刑事訴訟法256条6項が、「起訴状には、裁判官に事件につき予断を生ぜしめる虞のある書類その他の物を添附し、又はその内容を引用してはならない」旨規定していることなどから、裁判官が第1回公判期日前に起訴状に記載されている情報以外の情報に触れることは一切禁止されているかのような解釈も存するところである。しかし、第1回公判期日から充実した審理を行うためには、第1回公判期日前の事前準備において、当事者双方の主張や立証方針を聴き、審理計画を立てることが不可欠であり、予断排除原則をあまりに強調すると、当事者の主張を突き合わせて、争いのない事実関係を確認することすらためらわれることになる。そ

のため、十分な争点整理・証拠整理が行われないうまま公判が始まり、本来は必要でない証人を取り調べてしまっている場合もあったのではないかと思われる。

さらに、第1回公判期日以後の争点整理が不十分となる要因としては、期日間準備制度の不備、準備手続が活用されなかったことなどが考えられる。

以上の点については、公判前整理手続が導入されたことにより、制度面の制約は相当程度解消された。今後は、公判前整理手続が所期の機能を発揮させるための裁判所、検察官及び弁護人の態勢の整備が課題であり、特に、今後の国選弁護態勢を担う日本司法支援センターの充実が期待される。

#### イ 検察官請求証拠以外の証拠開示について

公判前整理手続が導入される前は、請求予定証拠以外の手持ち証拠の開示を検察官に義務付ける明文規定が存在せず、最高裁判所判例において、裁判所の訴訟指揮権に基づき、限定的な場合において証拠開示命令が発せられるに止まっていた。

そこで、弁護人が、検察官請求予定証拠以外の検察官手持ち証拠の開示がないと的確な争点整理ができないと主張してその開示を請求し、検察官がこれに応じない場合には、弁護人は、検察官が今後どのような証拠を基にどのような主張をしてくるのか分からないとして広範に事実関係を争い、効果的な争点整理ができないということも考えられる（司法制度改革審議会意見書でも、「検察官の取調べ請求予定外の証拠の被告人・弁護人側への開示については、これまで、最高裁判例の基準に従った運用がなされてきたが、その基準の内容や開示のためのルールが必ずしも明確でなかったこともあって、開示の可否をめぐって紛糾することがあり、円滑な審理を阻害する要因の一つになっていた。」と指摘されている。）。

もっとも、実務上、最高裁判所の判例の基準に当たらないような場合であっても、個別事案の内容に応じ、検察官が任意に証拠を開示したり、裁判所が開示の勧告を行い、検察官もこれに応じて証拠を開示

するといった柔軟な運用が頻繁に行われている。しかし、弁護人がそれ以上の開示が不可欠であると主張し、議論が紛糾するような場合には、実効性のある争点整理の実施は難しいであろう。

また、下記ウと裏腹の関係であるが、検察官からみれば、証拠開示に対応して被告人側から主張が明示されるのでなければ、証拠隠滅のおそれ等のネガティブな面だけが残ることとなり、法律上あるいは判例上義務付けられた範囲を超えて積極的に証拠を開示するインセンティブが感じられないということもあり得よう。

公判前整理手続が導入され、検察官及び被告人側双方に証拠開示義務と公判前の主張明示義務が課されたことから、証拠開示の在り方は今後変化していく可能性があると思われるが、この場面でも、特に、弁護人において、検察官から開示された証拠を迅速かつ的確に検討し、できるだけ早期に効果的な争点整理に応じる態勢を確立することが課題となろう。

#### ウ 検察官立証の段階では被告人・弁護人の主張が明らかでない場合があること

被告人・弁護人が、何らかの理由で、証拠調べの前に主張を明らかにすることに消極的である場合は、争点整理が十分にできない。検察官としては、被告人側がどのような主張をしてくるか分からないために、被告人側の主張を広めに想定して、あらかじめそれに対処しておくような立証方針をとることがあり、それが本来必要でない証人の取調べにつながる場合もあるように思われる。

被告人・弁護人が証拠調べ前に主張を明らかにすることに消極的になる理由としては、イに記載したような、弁護人が、検察官の手持ち証拠の開示を受けないと争点整理に応じられないと考えている場合のほか、種々の理由により弁護人と被告人との打合せが円滑に進まないことなども考えられる。

そのほか、被告人・弁護人に、証拠調べ前に主張を明らかにする法的義務がないため、手の内を明らかにせずに、検察官立証全体を見てその弱点を突くという戦術をとることが制度上否定されないというこ

ともあったと思われる。

以上の点も、公判前整理手続の導入により、同手続終了後は、同手続で請求しなかった証拠調べは原則としてできなくなることから、今後、変化していく可能性があると考えられる。

### 3 証人・被告人 1 人当たりの尋問・質問に多数回の公判期日を要する要因について

#### (1) 1 人の証人尋問・被告人質問に複数の期日が必要な場合

以下のような場合には、1 人の証人に対する尋問や被告人に対する質問の時間が長くなり、その実施に複数の開廷回数を要することがある。尋問や質問の効果的、効率的実施という問題は残るものの、現行制度の下では、尋問や質問にある程度の時間を要することは避けがたいと考えられる。

#### ア 訴因や争点が多数に及ぶ場合

1 人の被害者に対して繰り返し詐欺を行ったとの訴因について、すべての事実についてその被害者を証人として尋問する事案のように、1 人の証人に対して多数の事実関係について尋問する必要がある場合には、尋問が複数の期日にわたることもある。

また、多数の被害者に対して詐欺を行ったとの訴因について、被告人がすべての事実を争う事案のように、訴因が多数に及ぶ場合には、被告人質問に長時間を要し、そのための開廷回数が多くなることもある。

#### イ 捜査段階の供述の任意性等が争われた場合

被告人が、捜査段階では犯罪事実を認めてその旨の供述調書が作成されたものの、公判廷では犯罪事実を否認し、犯罪事実を認めた捜査段階の供述は任意にされたものではないと争った場合、被告人の捜査段階における供述が任意にされたことが立証されなければこれを証拠とすることができない（刑訴法 319 条 1 項、322 条 1 項）。供述が任意にされたことの立証責任も検察官が負う。

被告人の捜査官に対する供述調書の任意性が争われた場合、まず、弁護人が、被告人の供述の任意性に疑いを抱かせる具体的な事情（取

調べ中に暴行が加えられた，連日長時間にわたる取調べがされた，自白すれば不起訴処分にしたり釈放したりするといった利益誘導がされた等）を主張し，弁護人が主張した点に関して被告人質問を実施する例が多い。被告人質問の内容を前提にしても捜査段階の供述の任意性に疑いはないと判断された場合を除き，検察官は，被告人の供述等で指摘された事情がなかったことを立証するため，被告人の取調べに当たった捜査官を証人尋問する例が多いが，その内容が被告人の供述内容と全く食い違うことが少なくない。

被告人の取調べの状況を客観的かつ端的に証明できる証拠方法が乏しい場合には（留置人出入簿，取調べ状況一覧表等の資料が証拠として取り調べられることはある。），被告人に対して，取調べの際における捜査官や被告人自身の言動，当時の被告人の心境などが詳細に質問され，特に，捜査段階における取調べが長期間にわたっているような事案においては被告人質問が多岐にわたり，複数の期日に及ぶことがある。また，捜査官に対する証人尋問についても，取調べの際における捜査官や被告人の言動が詳細に尋問されるため，証人尋問が長時間にわたることがある。

さらに，取調べの状況に関する捜査官の供述調書が作成されることは稀であることから，弁護人が捜査官の供述内容を事前に把握できないため，反対尋問を主尋問と別の期日で実施することを求める弁護人の要望が容れられ，捜査官に対する証人尋問が複数期日にわたることも少なくない。

パターン・オでは，取調べを担当した警察官 4 名に対する証人尋問が合計 8 期日にわたって実施されている。

この点については，刑訴規則 198 条の 4 において「検察官は，被告人又は被告人以外の者の供述に関し，その取調べの状況を立証しようとするときは，できる限り，取調べの状況を記録した書面その他の取調べ状況に関する資料を用いるなどして，迅速かつ的確な立証に努めなければならない。」とされたことや，検察庁が裁判員裁判において自白の任意性を迅速かつ効果的に立証するための方策の検討の一環と

して、被疑者取調べの録音，録画を試行していることに加え，被疑者国選弁護人による接見を通じた取調べの適正性の確保への期待（司法制度改革審議会意見書でも，「被疑者に対する公的弁護制度が確立され，被疑者と弁護人との接見が十分なされることにより，取調べの適正性の確保に資することになるという点は重要である」という指摘がされている。）もあり，今後の運用の動向が注目される。

#### ウ 通訳を要する場合

被告人や証人が日本語に通じない場合には，適正な裁判を実現するために，証人尋問や被告人質問に通訳を介する必要がある。そのような事件では，質問，その通訳，質問に対する証言（供述），その通訳という流れで証人尋問や被告人質問が進行するため，必然的に尋問等の時間が長くなり，尋問事項等が多岐にわたる場合には，複数の期日を要することもある。

特に，多数の間接事実の積み重ねや関係者間のやりとりの微妙なニュアンス等により共謀の有無を立証する必要があるような事案では，言語の構造や語彙，背景となる文化の相違等も相まって，正確な通訳を期するために更に時間を要する可能性がある。

パターン・エは，被告人が外国人であるために全公判期日で法廷通訳を要した事例であるが，6人の証人尋問に12回の公判期日を，被告人質問に8回の公判期日を要している。

現在の要通訳事件の審理では，同時通訳は行われておらず，法廷にも同時通訳のための設備は設置されていない。これは，通常に通訳より高度の語学力，知識，経験を要する法廷通訳において同時通訳を行い得る通訳人の確保が困難であること，同時通訳において通訳の正確性等を容易にチェックし得る方策が十分確保されているとはいえないこと等の事情によるものと考えられ，当面は，通訳による審理時間の増加は避け難い面がある。

#### (2) 争点整理が十分でないため1人の証人に対する尋問や被告人に対する質問が複数の期日にわたる場合

争点整理（期日間準備又は準備手続）が十分行われなかった結果，争



点を十分に絞り込むことができず、1人の証人に対する尋問や被告人に対する質問に要する公判期日の開廷回数が多数に及ぶ場合も考えられる。

争点整理が十分に行われない理由については、前記第2の2(2)で見たところと同様である。

**(3) 複数の公判期日等が必要とまではいえないが、現に複数の公判期日等を要している場合**

(1)(2)以外にも、1人の証人に対する尋問や被告人に対する質問に複数の公判期日等を要しているものの中には、果たしてその必要があったのか再検討の余地のあるものもないわけではない。例えば、主尋問の公判調書を確認してからでないと、反対尋問ができないと主張される場合や、主尋問が比較的短時間で終わっているのに、反対尋問のみが著しく長くなり、結果として複数の公判期日等を要している場合である。

**ア 主尋問の公判調書を確認してからでないと反対尋問ができないと主張される場合**

刑事訴訟法は、公判中心主義、連日的開廷による集中審理を想定しており、これらの理念からすれば、反対尋問は、本来、主尋問終了後直ちに行われるべきものである。しかしながら、実務においては、主尋問の公判調書を確認してからでないと反対尋問ができないなどと主張される場合もある。この点は、裁判所の実事認定の姿勢と関連する問題でもあり、「裁判所は期日外に公判調書を読み込んだ上で、供述の微妙な揺れや細かいニュアンスの差まで取り上げて事実認定の材料にするものである」との認識されている場合には、事実認定に深刻な争いがある事件については、当事者としても主尋問の公判調書を確認した上で同様の姿勢で反対尋問をしたいと主張するのは当然だという見方も出てくる可能性がある。

もっとも、この点も、裁判員制度の施行により大きく変化していく可能性がある。裁判員裁判においては、これまでのように期日外に公判調書を読み込んで心証を形成するようなことは實際上困難であり、公判期日における証拠調べで心証を形成できるような審理が志向されることになる。また、裁判員の負担をなるべく軽減するという観点か

ら、文字通り連日的開廷による集中審理を行う要請が格段に高まることになる。その結果、主尋問の公判調書を確認してからでないで反対尋問ができないという当事者の意識自体も変化していく可能性があるように思われる。

#### イ 主尋問に比べて反対尋問のみが著しく長くなる場合

##### (ア) 反対尋問者が、特段の攻撃材料を持ち合せていないのに、供述の信用性を減殺させる内容の供述を引き出そうとして事細かに探索的な尋問する場合

証人の供述の信用性を減殺するような内容（前にした供述と異なる内容、不合理な内容など）の供述を引き出せるのではないかとの期待のもとに、事細かに探索的な尋問をすると、尋問時間が長くなり、場合によっては、主尋問が1回の公判期日で終わっているのに、反対尋問のみ複数の公判期日等にわたって続けられる可能性がある。

##### (イ) 反対尋問者が、証人の公判廷における供述と、捜査段階で作成された供述調書等との間の微妙な揺れや細かなニュアンスの差を取り上げて、公判供述の信用性を弾劾しようとする場合

アとも関連することであるが、反対尋問者が、捜査段階で作成された供述調書等との間の微妙な揺れや細かなニュアンスの差を取り上げて、公判供述の信用性を弾劾しようとする場合には、詳細で時間のかかる尋問になりがちである。

#### 4 期日間隔について

従来も、公判期日が複数回にわたる場合には、できる限り連日的に開廷すべきものとされていた（平成17年改正前の刑訴規則179条の2第1項）が、公職選挙法違反事件のいわゆる百日裁判事件を除き、3週間から1か月程度に1回の公判を実施するといった運用が多く、2年超の事件の第1回公判期日から判決までの平均期日間隔は1.3月となっている。

このような審理形態が定着していたのは、裁判所、検察官、弁護人の態勢や執務形態等が連日的開廷に対応できるものになっていなかったためであると思われるが、裁判員制度の施行開始後は、裁判員裁判対象事件については、裁判員の負担軽減の観点から、公判前整理手続の実施が必要的と

され、かつ、連日的開廷が義務付けられた。したがって、少なくともこれらの事件については、充実した公判前整理手続の実施を前提とした連日的開廷による審理を実施することにより、必然的に第1回公判期日後の期日間隔も大幅に短縮され、審理期間も短くなることが予想される。

そのためには、裁判所、検察官、弁護人において、充実した公判前整理手続及び連日的開廷を行い得るだけの態勢を整備すること、特に刑事弁護態勢を充実させることが重要である（司法制度改革審議会意見書も、連日的開廷による充実かつ集中した審理を実現するためには、「弁護人が個々の刑事事件に専従できるような体制を確立するために、(i)後述する公的弁護制度を確立し、常勤の弁護士等が刑事事件を専門に取り扱うことができるような体制を整備し、(ii)私選弁護についても、法律事務所の法人化等により、弁護士の業務態勢の組織化、専門化を進めていくことが不可欠である。」とし、さらに、「これに併せて、裁判所、検察庁の人的体制の充実・強化…も行うことが必要である。」としている。）。その意味でも、国選弁護を担う日本司法支援センターの充実が重要な課題となろう。

### 第3 その他の長期化要因について

第2においては、審理期間の長期化要因の1つとして、証人尋問及び被告人質問について検討を加えた。第3においては、それ以外の長期化要因について検討する。

#### 1 鑑定

##### (1) はじめに

鑑定とは、裁判所に不足している専門的知見を補うために実施される証拠調べであり、具体例としては、被告人の責任能力が争われた場合の精神鑑定、被害者の死因や犯行との因果関係が争われた場合の死因鑑定、事故の態様や原因が争われた場合の事故原因鑑定（工学鑑定）、犯人性が争われた場合に犯人が遺留した試料（血液、精液等）と被告人から採取した試料の遺伝子情報を分析するDNA鑑定、薬物の成分等についての化学鑑定等がある。

鑑定には、精神鑑定、死因鑑定、事故原因鑑定のようにその実施に長期間を要するものと、DNA鑑定のように試料さえ十分であれば比較的

短期間で実施できるものがある。

## (2) 鑑定を実施した事件の審理期間の概要

第1で検討したように、2年超事件における平均鑑定実施率は15%を超えており、否認事件全体の平均鑑定実施率2.1%を大きく上回っている。

また、平成18年に終局した否認事件において、鑑定を実施しなかった事件の平均審理期間が8.6月であるのに対し、鑑定を実施した事件の平均審理期間は18.4月に及んでいる。

鑑定を実施するような事件では、事案が複雑であるという理由で審理が長期化している可能性があるが、上記の統計からすると、鑑定の実施も審理を長期化させる一因となっている可能性があると考えられる。

## (3) 鑑定実施により審理期間が長期化する原因

鑑定を実施することにより時間を要する要因としては、まず、鑑定自体に時間を要することが挙げられる。鑑定自体に時間を要する場合としては、鑑定事項が複雑困難な場合のほか、1人の鑑定人が複数の案件を抱えているなど繁忙である場合などが考えられる。

次に、1度鑑定を実施し、さらに同一の事項について再鑑定を実施する場合には、必然的に鑑定に要する期間が長くなる。再鑑定が実施される場合としては、例えば、証拠調べの結果、最初の鑑定が前提としていた事実関係に変化が生じたような場合が考えられよう。また、極刑の求刑が予想されるような重大事件では、責任能力の判断に慎重を期するため、再鑑定が実施されることもある。

さらに、第1回報告書によると、鑑定を実施した事件では、鑑定を実施しなかった事件に比べて取調証人数が多くなっており、その場合、期日回数が増加し、審理期間は長期化する。鑑定を実施した事件において証人数が多くなる理由としては、鑑定を要する事件はもともと事案が複雑であることのほか、鑑定を実施する前提として、犯罪事実に関する事実以外の事実関係（例えば、日常的な生活状況、入院歴、治療状況等）に関する証人を多数取り調べる場合があることなどが考えられる。

## 2 追起訴

追起訴とは、既にある裁判所に起訴されている（この起訴を「本起訴」と呼ぶ場合がある。）被告人について、同一の裁判所に別の事件を追加して起訴することをいう。

平成18年に終局した事件の統計数値を見ると、追起訴のない事件の平均審理期間は2.6月であるのに対し、追起訴のある事件の平均審理期間は4.5月となっている。このような統計数値からすると、追起訴は審理期間に影響を与えていることがうかがわれ、具体的には、期日指定、追起訴の時期及び取調証人数という面において審理を長期化させる要因となっている可能性がある。

### (1) 期日指定の問題

本起訴の第1回公判期日前に追起訴のされる見込みがある場合には、本起訴と追起訴とをまとめて第1回公判期日で審理するために、追起訴とそれに対する被告人側の準備に要する期間を考慮して期日指定をすることがある。このような場合には、本起訴から第1回公判期日までの間隔が、追起訴のない場合に比べて長くなる場合があり、これが審理期間全体を長くする要因になっている場合がある。このことは、統計数値上、追起訴のある事件は、受理から第1回公判期日までの期間が追起訴のない事件より長くなっていることからもうかがえるところである。

パターン・カでは、追起訴が本起訴の20日後と40日後の2回あり、第1回公判期日は本起訴のあった日の150日後に指定されている（ただし、第1回公判期日が最後の追起訴があった日の110日後に指定されていることからすると、第1回公判期日が本起訴のあった日の150日後に指定された原因としては、単に追起訴があったためだけではなく、本起訴分を含めた事前準備に時間を要したという点にもあった可能性がある。）。

### (2) 追起訴の時期の問題

例えば、被告人が多数の都道府県にまたがった連続窃盗事件を起こしたような場合には、全件の捜査が終了するまでに時間がかかり、最後の追起訴が本起訴の後、相当の期間が経過してからなされるということがある。また、起訴後の勾留中に別件の捜査が行われる場合には、捜査機

関が一定の期間内に捜査を終了し起訴しなければならないという意識が希薄になる場合もありうると考えられる。

そして、このような場合、本起訴の審理を進めるとしても、最終的な結論が出るのは、追起訴を含めてすべての審理が終了した後になり、追起訴の時期が審理期間に影響を及ぼすことになる。

**(3) 追起訴に伴う取調証人数の問題**

追起訴に伴い、訴因が多数となる場合には、前記第2の2(1)アと同様の問題が生じる可能性がある。

## 否認事件の平均的な審理概要(平成18年)

※審理概要中、下線部分については統計に基づくものではなく、実務上一般的な場合を想定して記載したものである。

第1回:起訴後2.0月

- ① 冒頭手続  
起訴状朗読、罪状認否
- ② 冒頭陳述(検察官)
- ③ 証拠請求(検察官)

第2～5回公判期日

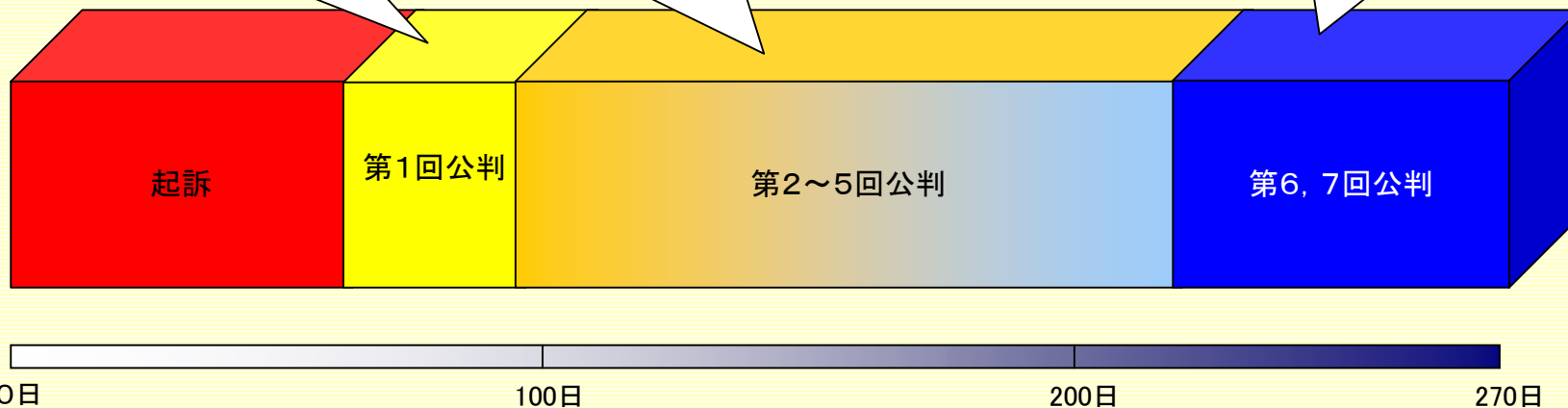
- |              |      |
|--------------|------|
| ① 証人         | 2.5人 |
| ② 証人尋問期日の回数  | 2.2回 |
| ③ 被告人質問期日の回数 | 2.1回 |
| ④ 鑑定実施率      | 2.1% |
| ⑤ 検証実施率      | 0.9% |

ノート

1. 平均審理期間:8.9月
2. 開廷間隔平均
  - ① 受理～判決:1.3月
  - ② 第1回～判決:1.2月
3. 平均開廷回数:7.0回

第6回:論告・弁論

第7回:判決宣告



事案複雑等を事由として審理期間が2年を超える  
事件の平均的な審理概要(平成18年)

※審理概要中、下線部分については統計に基づくものではなく、  
実務上一般的な場合を想定して記載したものである。

ノート

1. 平均審理期間: 40.0月
2. 開廷間隔平均
  - ① 受理～判決: 1.4月
  - ② 第1回～判決: 1.3月
3. 平均開廷回数: 27.8回

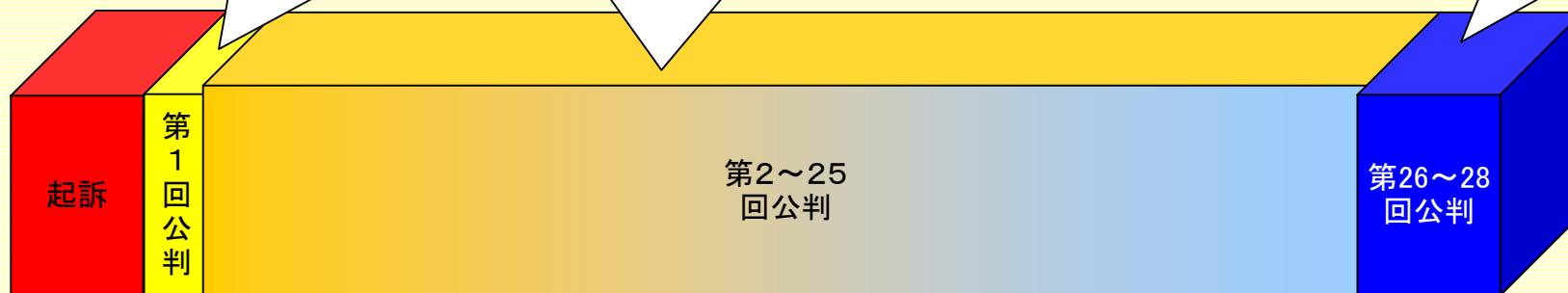
第1回: 起訴後4.2月

- ① 冒頭手続  
起訴状朗読, 罪状認否
- ② 冒頭陳述 (検察官)
- ③ 証拠請求 (検察官)

第2～25回公判期日

- ① 証人 11.9人
- ② 証人尋問期日の回数 12.7回
- ③ 被告人質問期日の回数 7.2回
- ④ 鑑定実施率 15.7%
- ⑤ 検証実施率 4.9%

- 第26回: 論告
- 第27回: 弁論
- 第28回: 判決宣告



0日

400日

800日

1200日